

平成24年度第3回島田市個人情報保護審議会議事録

1 開催日時

平成25年3月21日（木）午前10時00分から午後11時50分まで

2 出席者

(1) 審議会委員

恒川会長、今村委員、北川委員、鈴木委員、田代委員

(2) 事務局

杉村総務課長、佐藤係長、杉本、増井

3 個人情報取扱事務について

個人情報取扱事務届出簿の審議及び報告

総務課長	新規の審議案件2件、報告案件1件、変更の審議案件4件、報告案件3件、廃止6件です。
会長	わかりました。では、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 政策推進課	(「地域おこし協力隊派遣事業」について説明)
A 委員	これは県外の人を対象ですか。
政策推進課	基本は三大都市圏からの受け入れとなりますが、受け入れが過疎地の場合は条件不備地域以外から受け入れ可能となっています。
A 委員	応募は広報などで周知しているのですか。
政策推進課	平成25年度に静岡県と島田市のホームページで募集する予定です。
B 委員	これは静岡県の事業ですか。
政策推進課	市単独でも行うことができますが、島田市は静岡県の事業を受け入れ、静岡県が協力隊を派遣します。
B 委員	報償費は静岡県、車両費は島田市が負担するのですね。 協力隊が派遣期間終了後に定住する場合、生活費はどうするのですか。例えば自分で起業するのですか。

政策推進課	地域で協力する必要はあると思いますが、自分で住居や仕事を探して生活するようになります。 他の地域では派遣を通じて地元の人と結婚した事例もあります。
会長	協力隊は年度の途中から派遣するのですか。
政策推進課	これから募集するので、早くても5月半ばから6月の派遣になると思います。
会長	子どもがいても応募できますか。 学校に通っている場合は転校するのですか。
政策推進課	島田市内の学校へ転校していただくようになります。
会長	応募用紙に本人が記入し提出することから、本人から個人情報を収集することになりますが、静岡県からも補完的な個人情報を収集することがありますので、これを類型9、公共事業等を理由に収集する案が示されています。また、本人通知の省略については、本人が他の方法により知り得ることが明らかであるということで類型3が示されていますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
会長	では、これでお認めします。
事務局 児童課	(「要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会事務」について説明)
B委員	本人に提供の意思表示があり、臓器に問題がなければ臓器提供できると思うけど、どうして虐待の有無を確認しなければならないのですか。
市民病院	虐待がある場合に臓器提供を行わないことは法律で決まっています。
B委員	臓器提供を行わない根拠は何ですか。
市民病院	やはり犯罪につながるということです。臓器提供は司法解剖を行わないため、親が証拠を隠滅させるために行うことが考えられ

ます。事件性がある場合には警察が介入しますので、臓器提供にはできません。

そのため、臓器提供の希望があった場合、今までの虐待の有無を確認するため、児童課に虐待に関する情報を提供してもらうことを考えています。

A 委員 虐待は見つけ方が大変で、それに関する情報がなかなか入ってこないのが、難しいと思いますが。

市民病院 虐待にも種類がありまして、身体的な虐待であればアザがあることでわかりますが、心理的な虐待や性的な虐待になると見た目ではわかりませんので、情報を共有しながら確認しています。

児童課 虐待は個室で行われるものですので、情報が外に出にくいですが、身体的な虐待ならばなかなか消えない傷などがありますので、保育園や学校に通っていれば保育士や先生からの通報があります。また、近所の人など虐待が客観的にわかる場所からの通報により情報をつかんでいます。そのため、日頃から関係機関・団体との連携に努めています。

会長 従来なかった外部提供については、類型3、行政機関からの照会により提供する案が示され、提供したことに対する本人への通知の省略については、事務の性質から本人に通知することで当該事務の円滑な実施を困難にすることが明らかであるということで類型1が示されていますがいかがでしょうか。

C 委員 児童に関する虐待について、親権者が否定しているけれども外部提供した場合、保護審議会でも外部提供を認めたとしても法的な問題はありますか。

児童課 虐待を認める保護者はなかなかいませんが、虐待情報の提供につきまして、厚生労働省から出された『「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）」を踏まえた対応について』にて、市町村と医療機関が虐待に対して積極的な連携及び情報提供を行うよう示されています。

このため、情報提供が公益上必要であり、今回審議会で認めていただければ、提供していきたいと思えます。

会長 児童虐待防止法を根拠に連携されていますよね。個人情報を提供してもよいとは書いていないけれども、連携の必要性があると

という理由で常識的な個人情報の提供に限定されていれば、外部提供したために自治体が責任を取らされることはあまりないと思います。保護者の生育過程や婚姻関係などプライバシーに関わることを提供すれば大変なことになりますが、常識的な個人情報の提供により法的な責任を取らされることはほとんどないと思います。警察が介入することになれば、情報提供せざるを得なくなると思います。

あと、社会生活における賞罰や趣味・し好、経済状況における課税・納税状況や公的扶助に関する事項も収集するという事です。

この件について、お認めしてもよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

会 長

それでは、認めることにします。

事 務 局
市 民 病 院

(「倫理委員会に係る事務」について説明)

B 委 員

思想及び宗教に関する個人情報の収集について法令根拠はないのですね。

市 民 病 院

厚生労働省は倫理委員会を病院内に置かれた組織なので、病院と区別せずに考えていると思いますが、病院としては倫理委員会は外部からの委員も含まれる組織で、診療現場とは別の組織であり、個人情報の収集もしっかり分けたいと考えています。

これまで倫理委員会では個人情報が含まれる議題を取り扱ったことがなく、大学病院が企画した臨床実験や先進医療に関する研究依頼の受託の是非を判断していましたが、臓器提供の可否を判断するに伴い、病院の電子カルテに記録されている患者のすべての個人情報を収集します。

会 長

子どもが虐待によって死亡したと倫理委員会が判断すると、法的に臓器提供ができなくなります。ということは倫理委員会には臓器提供を認めない権限があるということになりますね。

それは法的根拠がなくてもできるのでしょうか。あと、医者や看護師は、虐待の有無の情報がなければ判断できないですね。調査能力や調査権限がない委員会が臓器提供の可否の最終判断権を与えられているのですね。

「要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会事務」の審議で倫理委員会へ外部提供してよいと認めたのですよね。「個別ケース検討会事務」から情報提供してよいけれども、倫理委員会は情報収集してはならないというのもおかしいですよね。

C 委 員 臓器提供の最終決定権についてはガイドラインが示されているだけです。

B 委 員 この案件はあえて意見の類型を示さなかったのですか。

市 民 病 院 ピタリと当てはまる類型がございませんので、この個別の案件について適当かどうかという御意見をいただければと思います。

会 長 厚生労働省へ虐待に関する個人情報の収集について法的根拠はないけれども、他方で虐待に関する個人情報の提供について法的に可能なため、その裏返しで個人情報を収集してもよいと思うがいかがかと問い合わせるのはいかがでしょうか。

市 民 病 院 会長のおっしゃるとおりだと思いますので、静岡県を通して厚生労働省へ見解を確認してみます。

C 委 員 そういう解釈通達は必要ですよね。

会 長 本当は解釈通達、解釈通知が必要ですよね。法律に則しておくべきだと思いますが。

事務局や担当課が類型を空けて委員会の意見を必要としており、厚生労働省の意見を待ってられないということもありますので、いかがいたしましょう。

まず、思想・信条についてですが、これは収集しないのが原則ですが、類型に当てはまらない場合は、文章で書いたほうがよいです。個人情報の本人以外からの収集についても同様です。

本人通知の省略については類型1が示されていますね。

事 務 局 思想・信条に関する個人情報の収集と本人以外からの収集についての類型を『18歳未満の児童の臓器提供については、厚生労働省のガイドラインにおいて、市民病院の倫理委員会で当該児童に対する虐待の有無の確認をすることが求められている。そのため、倫理委員会では、適正な審査を行うため、要注意個人情報を収集することに法的な根拠はないものの、公益上収集せざるを得ないものである。』とするのはいかがでしょうか。

会 長	これは思想・信条に関する個人情報収集と本人以外からの収集についての類型になっていますね。 この件については特別類型でお認めすることよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	それでは、認めることにします。
事 務 局 課	(「児童手当事務」について説明)
B 委 員	これは受給者も申告義務があるのですか。
児 童 課	この事務は受給者の申告により行っており、毎年出される現況届に基づいて受給資格を確認しています。
B 委 員	乳幼児健診を受けていないことがわかれば、住んでいないことがわかるのですか。
児 童 課	乳幼児健診を受けていない家庭に対して、保健師が訪問しているので、住所地に住んでいるか疑わしい人の情報を基に確認作業が行えます。
総 務 課 長	島田市外に住んでいて、島田市の乳幼児健診を受けている例はありますか。
健 康 づ く り 課	里帰り出産等で一時的に市外に住んでいる場合は、市外でも健診を受けています。
総 務 課 長	その場合、児童手当はどうなりますか。
児 童 課	島田市に住所があれば児童手当の受給資格があります。
B 委 員	住民基本台帳が基本なのですね。
会 長	居住実態を把握する方法として、乳幼児健診の受診状況を目的外利用することは、実態把握するための1つの助けになるでしょうね。 目的外利用の理由については類型3、行政機関からの照会が表示

		され、本人通知の省略は類型1とされていますがよろしいでしょうか。
委 員		異議なし。
会 長		では、これでお認めすることにします。
事 務 局 健康づくり課		(「乳幼児健康診査・健康相談及び対象者管理事務」について説明)
会 長		記録項目は保健師が訪問した際に本人に書いてもらい、収集するのですか。
健康づくり課		基本的にお子さんの養育に係る中で必要として収集しています。
会 長 健康づくり課		健康診断を受けていない乳幼児の数は把握されていますか。健診の受診率は98%くらいです。外国籍の人の未受診が多いです。
会 長		診断日からどのぐらい前の住民基本台帳に登録されている人を対象にしていますか。
健康づくり課		1カ月の住民基本台帳を基にしています。
会 長		それならば、かなり正確に把握されていますね。
B 委 員		訪問拒否されることはありますか。
健康づくり課		あります。その場合は電話等で確認します。
会 長		今回の変更ですが、根拠法令として母子保健法、児童福祉法を挙げられていますね。 添付資料に『未受診等の家庭が対応中に転居したことを把握した場合には、転居先の市町村へ情報提供し、継続した支援を依頼すること』と書かれていますので、個人情報の外部提供も必要ですね。 本人以外からの収集について、従来は類型2を理由としていましたが、それに類型4、所在確認等を追加するということです。 また、目的外利用についても今までは目的外利用しないとして

		<p>いましたが、類型3、行政機関からの照会により目的外利用する、本人通知は類型1により通知しないと示されていますが、いかがでしょうか。</p>
委	員	<p>異議なし。</p>
会	長	<p>それでは、お認めしたいと思います。</p>
事 務 局		<p>(「保育料差額補助事務(五和幼稚園)」について説明)</p>
教 育 総 務 課		
B	委 員	<p>今までも幼稚園を民営化していますが、これまでもこのような措置をとってきたのですか。</p>
教 育 総 務 課		<p>はい。とっています。</p>
B	委 員	<p>では、その度に個人情報取扱事務の届出をしているのですか。</p>
事 務 局		<p>対象となる幼稚園が異なるので、毎回提出しています。</p>
会	長	<p>民営化することで職員の処遇はどうなるのですか。</p>
事 務 局		<p>保育士の資格がない職員は児童課や福祉課の職員として異動し、資格がある職員は保育園へ異動します。</p>
会	長	<p>そうすると幼稚園としては職員が一新してしまうのですね。そうすると保護者は不安になりますよね。</p>
事 務 局		<p>引継ぎということで、3カ月前から新しい先生と一緒に going います。</p>
会	長	<p>個人情報の本人以外からの収集について、補助金等ということで類型6、必要な範囲内で在園の幼児や保護者の氏名や住所等を収集する、それから本人への通知の省略は類型3ということですが、いかがでしょうか。意見がなければ委員会の意見としてお認めしたいと思います。</p>
委	員	<p>異議なし。</p>
会	長	<p>それでは、お認めすることにします。</p>

事務局
教育総務課

(「就園奨励事業事務」について説明)

会長

変更点につきましては対象者の範囲を広げること、それに伴い記録項目をより細かく収集するという事で、個人情報の収集手段や目的外利用については従来と変わらないということです。
何かご意見はありますでしょうか。

委員

意見なし。

会長

では、この件については報告を受けたということにします。

事務局
教育総務課

(「遠距離通学補助事務」について説明)

会長

大井川鐵道や静岡鐵道への補助金の交付ではないということですか。

教育総務課

通っている児童や生徒に乗車券を交付する事務です。

会長

ということは、効率化するというか一括して購入するということですね。

対象者を児童・生徒とその保護者に広げる、記録項目に顔写真を加える、定期券を購入するために個人情報を外部提供する点が変わりますが、何かありますでしょうか。

委員

意見なし。

会長

ないようでしたら、報告を承ったこととします。

事務局
児童課

(「養育医療支給事務」について説明)

B委員

申請者の負担は最終的にどのぐらいになるのですか。

児童課

養育医療支給事務において申請者が負担する分もこども医療費が助成されるので、保険適用外分のみとなります。
養育医療は個人の所得により負担額を決めて申請者に相応分を

負担していただく制度ですが、こども医療費助成が保険適用分を市が全額負担するという制度になっていますので、この2つを使うと個人負担が0円になるというものです。

B 委 員 保険適用分は全額助成されるのですね。

児 童 課 保険適用分と食事代分を助成しています。

会 長 資料のフローチャートに市から指定医療機関に対して却下通知の矢印が出ていますが、何の却下通知ですか。

児 童 課 養育医療の申請の際に指定医療機関の医師の意見書を提出しますので、市はその審査を行い、認定しない場合には申請者と医療機関の両方に却下通知を出します。医療機関は養育医療の有無により、医療費の申請方法が変わるため、通知する必要があります。

会 長 該当者はどのぐらいになりそうですか。

児 童 課 20～30人になるかと思います。

会 長 医療保険未加入の人も利用できますか。

児 童 課 利用できます。未加入の人でも条件を満たせば養育医療の対象になります。

B 委 員 保険未加入の場合、保健者へのしわ寄せはないのですか。

児 童 課 保険未加入の場合は保健者の負担はありません。全額を市と県と国が助成するようになりますので、市の支払が多くなります。

会 長 県から養育医療支給事務が権限移譲されることで、予算の問題や事務が増えることで人員の問題がでてくるとは思いますが、住民から一番近い市で事務を行うことは当然であるという気持ちで行われるのですか。なぜ市がやらなければならないのかという意見はなかったですか。

事 務 局 そのような意見もあるかとは思いますが、どこが行えば市民が一番サービスを受けやすいかという観点で考えなければならないと思っています。権限移譲することで市民の利便性が向上するな

らば、財源も一緒に移譲されるのが一番良いですが、やるべきだと思います。人員については権限移譲されただけでは増えませんので、仕事を効率化していかなければならないと思います。

会長 権限移譲が決まってから移行するまでの期間はどのくらいあったのですか。

児童課 1年間かけて県と事務引継ぎを行っています。その間、対象が未熟児であり、支給事務終了後に保育士による健診等を受ける必要があるので、健康づくり課で受けたほうがいいのかという意見もありましたが、こども医療費と一体となって行ったほうが市民にとってわかりやすいということで児童課で行うことにするというような議論もしてきました。

会長 それでは、この案件について承ったということにしたいと思います。

事務局課 （「こども医療費助成事務」について説明）

会長 事務を効率化したいということはわかりましたけれども、こども医療費の助成を前提に集めている個人情報や養育医療の支給が必要になった場合に利用するということはあるのですか。

児童課 こども医療費助成の申請は出生時や転入時に行い、養育医療の支給申請は未熟児として生まれた場合に行いますので、未熟児として生まれるとこども医療費助成と養育医療支給の両方を一度にする必要があります。

こども医療費助成は中学生までならば誰でも利用できる制度で、必ず行う申請ですので、養育医療支給の申請の際にこども医療費助成の個人情報を利用したいと考えています。

会長 この事務は近隣の市町でも行っているのですか。

児童課 静岡県内の全市町で行っています。

会長 委員のみなさま、何か意見はありますのでしょうか。

委員 意見なし。

会	長	それでは承ることにします。
事	務	局
会	長	何か意見はありますか。
委	員	意見なし
会	長	これらの廃止案件についても承ったこととします。

○まとめ

新規審議案件 2 件及び変更審議案件 4 件について審議し、新規報告案件 1 件、変更報告案件 3 件及び廃止案件 6 件について報告を受けた。

4 その他

次回の会議は、平成25年 7 月 1 日（月）に開催する予定です。